

実施設計業務委託特記仕様書

1. 業務の名称

令和8年度自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業
鷺敷SS建設工事設計委託業務

2. 業務の目的

本業務は、本町が整備を予定している鷺敷SSについて、建設工事の発注に必要な実施設計図書、工事費積算資料、消防法・危険物施設関係手続きに必要な資料を作成することを目的とする。

本業務は、基本設計を含まず、発注者が提示する設計条件、貸与資料及び関係法令等を確認したうえで、工事発注に必要な実施設計図書を作成するものである。

3. 計画施設概要

項目	内容
施設名称	鷺敷SS
所在地	徳島県那賀郡那賀町中山字延清41-2
施設用途	SS施設管理建屋、給油施設及び附帯設備
敷地面積	約1,050㎡
都市計画等	都市計画区域外
工事種別	新築工事
想定直接工事費	約130,000千円
建設予定	令和9年度中

4. 施設概要

区分	内容
管理建屋	45㎡程度（想定）
キャノピー	115㎡程度（想定）
SS施設エリア	890㎡程度（想定）
構造	鉄骨平屋建て
油設関連設備	地下タンク、計量器、配管その他給油施設に必要な設備
建築設備	電気設備、機械設備、給排水設備、非常用電源設備等
外構等	舗装、排水、車両動線、附帯施設等

管理建屋の規模、配置、必要諸室、車両動線及び給油設備の配置等の設計条件は、運営予定者との協議結果を踏まえ、発注者が受注者に提示するものとする。

受注者は、提示された設計条件を確認し、法令適合性及び安全性等の観点から支障があると認める場合は、発注者と協議するものとする。なお、規模及び面積は、現時点における想定であり、運営予定者との協議等により変更することがある。

5. 適用基準等

本業務は、本特記仕様書によるほか、関係法令及び次に掲げる基準等を、業務内容に応じて必要な範囲で準用して実施するものとする。

5.1 関係法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 消防法
- ・ 危険物の規制に関する政令等
- ・ 給油取扱所及び危険物施設に関する関係法令
- ・ その他、本施設の整備に必要なとなる条例、規則及び関係機関の指導基準

5.2 設計業務関係

- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準

5.3 工事仕様及び積算関係

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準

5.4 基準適用上の留意事項

前各項に掲げる基準等は、本業務の内容に応じて必要な範囲で準用するものとする。

官庁施設の総合的な性能基準、改修工事に係る基準、模型、透視図、詳細な環境性能評価等、本施設の実施設設計及び工事発注に直接必要としない事項については、本業務の対象外とする。

6. 管理技術者等

受注者は、本業務を適正に履行するため、管理技術者を配置するものとする。また、SS施設・危険物施設又は油設関連設備について必要な知見を有する者により業務を実施するものとする。

7. 業務内容

本業務は実施設計業務とし、基本設計は含まない。業務内容は、次のとおりとする。

項目	内容
①設計条件の打合せ等	敷地条件、施設規模、動線、インフラ条件その他必要な設計条件の確認及び発注者との打合せ
②法令上の諸条件の調査	建築基準法、消防法、危険物施設関係法令等の調査及び設計への反映

③実施設計方針の策定	建築、構造、設備、油設関連設備及び外構に係る実施設計方針の策定
④実施設計図書の作成	建築意匠、構造、電気設備（非常用電源設備を含む。）、機械設備、給排水設備、油設関連設備及び外構に係る実施設計図書の作成
⑤概算工事費の検討	実施設計図書に基づく数量算出、参考見積りの徴収及び工事費内訳書等の作成
⑥実施設計内容の説明	発注者に対する実施設計内容の説明及び必要な修正
⑦消防法・危険物施設関係資料の作成	発注者が行う消防機関との協議及び消防法・危険物施設関係申請に必要な設計図書その他資料の作成並びに当該資料及び設計内容に関する説明

8. 打合せ

打合せは、次の時期その他必要な時期に行うものとする。

- ・着手時
- ・実施設計図書作成中
- ・成果品提出前
- ・その他、発注者又は受注者が必要と認めたとき

9. 貸与資料

発注者は、業務の実施に必要な範囲で、次の資料を受注者に貸与する。

- ・敷地測量図
- ・地質調査報告書
- ・発注者が定める設計条件に関する資料
- ・その他必要資料

10. 成果品

成果品	規格	部数
実施設計図面一式	A4判製本及び電子データ（PDF・CAD）	1式
設計計算書・検討資料	A4判ファイル又は電子データ	1部
数量算出書	A4判ファイル又は電子データ	1部
参考見積書・見積比較表	A4判ファイル又は電子データ	1部
工事費内訳書	A4判ファイル又は電子データ	1部
消防法・危険物施設関係資料	A4判ファイル又は電子データ	1部

11. 業務実施上の留意事項

受注者は、本業務の成果品が公共工事の発注資料として使用されることを踏まえ、次の事項に留意するものとする。

- ・図面、数量算出書及び工事費内訳書の整合を確保すること。

- ・採用単価の根拠を明確にすること。
- ・特定メーカー・特定製品に依存しないこと（やむを得ない場合は同等品条件を明示）。
- ・危険物施設としての安全性、車両動線及び維持管理性に配慮すること。
- ・停電時においても、発注者が指定する給油機能その他必要な機能を確保できるよう、非常用電源設備等を計画すること。
- ・関係法令及び消防機関との協議内容を設計に反映すること。

12. 申請手続等の取扱い

消防機関との協議及び消防法・危険物施設関係の申請は、発注者が行うものとする。

受注者は、発注者が行う協議及び申請に必要な設計図書その他資料を作成し、発注者の求めに応じ、当該資料及び設計内容について説明するものとする。

各種申請手数料、納付金その他官公署に納付する費用は、本業務委託料に含まないものとする。

13. 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の承諾なく、貸与資料及び設計資料等を本業務以外の目的に使用してはならない。

14. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

15. 担当者

那賀町みらいデジタル課 プロジェクト・ドローン推進室

担当者：大前 智仁 TEL：0884-62-1184

Mail：tomohito-oomae@naka.i-tokushima.jp